

会議名	令和7年度 第1回宇都宮市文化財保護審議委員会
開催日時・開催場所	令和7年8月8日(金) 午後2時00分～午後3時30分 宇都宮市役所 議会棟 3階 第2委員会室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 宇都宮市指定文化財の指定に係る答申について 「伝聖観音菩薩立像」 4 報 告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度の主な文化財関係事業について 5 その他 6 閉 会
出席者氏名	大澤慶子委員, 本田諭委員, 齋藤恒夫委員, 梁木誠委員, 高山慶子委員, 林光武委員, 逢沢峰昭委員, 小川聖委員, 大嶽陽徳委員
公開・非公開の別	公開
傍聴者の数 (公開した会議に限る。)	1名

3 議事

(1) 宇都宮市指定文化財の指定に係る答申について

・「伝聖観音菩薩立像」

○事務局による説明

○委員による追加説明

現在は栃木県立博物館で保管しており、写真撮影や調査も博物館で行った。全国的にみても非常に貴重なものであることから、宇都宮市指定文化財に指定することが適当と考える。

○委員による追加説明

市内でも有数の古さである。保存状態も悪くない。日光市には神仏習合の仏像が多く残っており、それが日光へ続く日光街道沿いの徳次郎町にあってもおかしくない。広葉樹材であるかは、像を削らないと断定できないが、年輪や木目等から判断するに、おそらく間違いない。

○委員

調書の「年代又は時代」欄内に「10世紀末－11世紀初頭」とあるが、「所見」欄内には「平安時代前期」と記載がある。これは像が作られたのは10世紀末－11世紀初頭だが、様式は平安時代前期ということか。

⇒委員：事例でいえば、平安時代前期の事例が多く、後期の事例は確認されていない。

その時代の流れで作られたものであろうと判断し、「平安時代前期」と記載した。

委員：平安時代前期の像様を伝えているが、10世紀と断定できないため、11世紀と記載している。

○委員

平安時代前期に同様の作りの像が多いという中で、10世紀末－11世紀初頭と考える理由は何か。

⇒委員：大関観音等と比較して、体躯の奥行きはほぼ変わらないが、頭部の奥行きが浅い点から、少し時代が下るのではないかと考えた。

委員：平安時代前期の像は頭部の奥行きが長い。11世紀後半になってくると、奥行きが浅くなっていく。その過渡期の作品ではないかと考えた。

委員：それであれば、「所見」欄内の「平安時代前期の神仏習合をあらわす像」という表現を一部修正してはどうか。

委員：「伝える」という表現はどうか。

委員長：「平安時代前期の様式を伝え、神仏習合をあらわす像」に修正してはどうか。

全委員：異議なし。

○委員長

議論の結果、指定文化財にすることで各委員から異議がないことから、宇都宮市文化財保護条例第4条の規定に基づき、宇都宮市指定文化財に指定することを適当とする。

4 報告

(1) 令和7年度の主な文化財関係事業について

○事務局による説明

○委員

古文書に関する取組の予定があれば教えてほしい。

⇒事務局：古文書については、上河内民俗資料館で整理を進めている。

また、市民を対象に9月から5回ほど古文書を読んで親しんでもらう催しを開催する。

委員：古文書の所在調査を行う予定はあるか。

事務局：市民や前保護審議委員長、文化財調査員等から情報提供があれば、随時職員が調査を行う予定である。

委員：古文書に関する取組も事業計画に記載してほしい。

事務局：了承した。

○委員

デジタルミュージアムについて、どのような内容で何点ほど展示するのか。

⇒事務局：宇都宮市指定文化財を中心に通史で時代ごとに展示室を構築し、約100点の文化財を展示する予定である。また、旧篠原家住宅については、VRで公開する予定である。

5 その他

○委員

宇都宮市には市立博物館がないが、清明館において貴重な資料の展示を行っているの、もう少し周知を図った方がよいと考える。清明館には学芸員が在籍しているのか。

⇒事務局：学芸員は在籍していない。元文化課で文化財関係事務に携わっていた職員が会計年度任用職員として在籍し、施設の管理・運営をしている。

委員：例えば、市内の小学生が4年生になると校外学習で必ず清明館を見学する、というようなカリキュラムになっているのか。

事務局：校外学習の内容については、各学校に一任している。市内の小学校によっては、3年生になると清明館を見学したり、6年生になると清明館やとびやま歴史体験館を見学する授業もある。また、市外の学校になるが、うつのみや遺跡の広場を見学する授業もある。

○委員長

以前、市立博物館の構想があったが、現在はどのようなになっているか。

⇒事務局：現在のところ、博物館を作る構想はない。うつのみや遺跡の広場やとびやま歴史体験館、旧篠原家住宅等を活用して、本市の文化財を紹介している。また、いつでもどこでも文化財を見ることができるデジタルミュージアムの構築も進めている。

○委員

清明館を博物館に改修してほしいという要望は市民から出ているか。

⇒事務局：特にそのような話が出ていない。宇都宮城址公園については、毎年各種イベントが開催されるので、イベント開催時に清明館や宇都宮城ものしり館等で文化財をPRしている。

委員長：宇都宮市の財産である文化財については、市民等へ公開していく必要がある。

今後とも文化都市推進課で検討して行ってほしい。

事務局：了承した。

○委員

博物館法の改正に伴って登録博物館の認定基準が変わり、全国の自治体で再登録が進められている。バリアフリーや多言語化の取組などが認定基準に加わった。博物館や美術館にそのような基準が求められる時代になっているということを認識したうえで、既存の施設の運営を行ってほしい。

⇒事務局：了承した。

その他の事項